

「所沢市立幼稚園の今後の在り方について」

答 申

平成21年1月

所沢市立幼稚園運営協議会

1. はじめに

所沢市立幼稚園運営協議会は、平成16年1月26日、市教育委員会から市立幼稚園のあり方について、次の3点すなわち「幼児教育の視点」「経営という視点」「公平性という視点」から検討するよう諮問を受けました。

諮問の趣旨は、市立幼稚園が設立された当時（所沢幼稚園：昭和47年、所沢第二幼稚園：昭和48年）と比べ、背景としての社会的事情が変わってきたことへの対応にあると思います。その主な変化は、次のように要約できます。

- ① 少子化の時代を迎え、園児数が漸減の一途を辿っていること。
- ② バブル崩壊後の日本社会は財政改革のための行政改革が市民レベルの常識となり、それに対応するのも行政の見識になっていること。
- ③ 行政はこうした動向に対応するために、制度の規制緩和を導入し、施設の多様な経営・運営を可能にし、「民間にできることは民間に」のキャッチフレーズの基に、既に公立幼稚園を民間に移管している自治体も少なくないこと。
- ④ 埼玉県下でも、その傾向は例外ではなく、公立幼稚園を経営している自治体は、37.7%（平成19年度学校基本調査）に留まっていること。

そこで、所沢市もそのような社会的動向と無関係ではあり得ず、これまでの幼稚園のあり方を見直し、将来にわたっての幼児教育のあり方を考える必要性に迫られたというのが、諮問の趣旨と認識し、当協議会は審議を展開してまいりました。

当協議会は諮問を受けて以来、審議に関係ある施設として市立幼稚園、市立保育園、私立幼稚園、市立教育センターの各施設を見学し、さらに平成18年度から国策として新たにスタートした「認定子ども園制度」の先進的な施設である「二葉すこやか園（東京都品川区）」も視察し、最新の情報やあり方をも視野に含めながら、合計13回にわたる協議会をもち、鋭意審議を尽くしてまいりました。

その結果、以下の結論に達しましたので、ここに答申致します。

2. 市立幼稚園の発足の経緯と現状認識

（1）所沢における幼稚園数および園児数の動向と市立幼稚園の発足

当協議会は、諮問に答えるために、まず、市立幼稚園がそもそもどのような設置の歴史的経緯と存在理由・存在価値をもち、発足してからどのような役割と経営事情にあったかを、教育委員会から提供された審議資料に基づいて検討・分析を始めました。

市立幼稚園が設立される昭和47年の前年までは、市の人口148,668人に対して、私立幼稚園14園（園児総数4,463人）であり、幼稚園数不足が嘆かれていました。その後も人口の増加に伴って園児数が増加し、幼稚園数の増加が図られました。それでも園は不足しており、しかも、私立幼稚園で網羅されていない地域があったため、市がその補完的役割を果たすために、徒歩通園を募集条件にして、市立幼稚園を当該地に2園設置しました（市内岩岡に所沢幼稚園、市内荒幡に所沢第二幼稚園）。

こうして、昭和53年には、所沢市の幼稚園数は市立2園を含めて25園に、園児数も

8, 207人に達しました。

市立2園に関して、その動向を見ると、定員320人であるところを、昭和50年、昭和51年は園児数311名、と隆盛を極めました。その意味で、市立幼稚園は私立の補完的役割を果たして参りました。

この間、それぞれ崇高な教育理念と健全な教育目標を掲げて、市の幼児教育の一端を担ってまいりました。こうして、発足以来、平成19年度までに7,888名の園児を卒園させ、小学校へ送り出しています。また、副次効果として、当該地域からはアイデンティティの抱ける施設として愛用され、支持されてきました。その意味で存在価値があり、一定の役割を果たしてきたと言えます。

(2) 社会的変動の影響

しかし、その後、社会の趨勢としての少子化の現象が当市にも波及し、園児の絶対数が減少し、所沢全体の幼稚園過剰現象が生じています。所沢市の平成15年度の園児数は5,382名(幼稚園数23)と減少し、園児不足がささやかれ、それが経営上の問題に影響してきました。私立各園は、これを凌ぐために、特色の創出、預かり保育、園児確保の工夫などで存命を図って参りました。

そうした中で、市立幼稚園も例外ではなく、定員割れを起こし、因みに、平成19年度の定員充足率は、所沢幼稚園で46.4%、所沢第二幼稚園で70.0%と、園児確保に苦慮しているのが実態であり、平成19年度は2園合計で117名の定員割れを起こして、財政に負担をかけているのが実状であります。そして、地域の幼児数の推計からは、その回復の可能性を期待するのは難しいことと言えます。

こうした中で、市は年間約8,400万円(平成20年度予算)を投入しているため、2つの市立幼稚園を維持することの意味と必要性が市民から問われている羽目になりました。しかも、市立幼稚園の入園料を低く設定していることから、多くの私立幼稚園就園児の保護者は、公一私幼稚園の入園料の格差拡大による不公平意識と主張が強く、私立幼稚園就園児の保護者からの格差是正・補助金増大の意見や陳情が寄せられるようになっていきます。

これに対処するため、市は私立幼稚園就園児に対する応分の補助金を交付して、不公平を緩和していますが、依然として格差が大きく、是正の声が絶えないのが実情であります。

他方、市内の私立幼稚園が生存をかけて切磋琢磨したことから、その教育の質も向上し、幼稚園の公私のレベル差はなくなったと見られます。こうして、機能とレベルにおいて、市立幼稚園の存在の意義と価値は希薄化してきました。

園児の減少傾向に加え、立地条件の不利、老朽化も重なり、財政改革の真最中であって、所沢市は市立幼稚園二園の将来をどう処遇すべきかが課題であり、諮問の趣旨でもあります。したがって、それにどう答えるのかが当協議会の使命であると認識致します。

(3) 財政の問題：市立幼稚園のための財政的負担

上述のように、園児の定員割れは、財政負担に直結する問題であります。これに加えて、バブル崩壊以後、日本社会は節約の意識が各層・各分野で旺盛となり、行政においても行政改革が社会の常識となってきました。そうした昨今において、市立2園を維持するために投入される財政的負担が、市民の関心を呼んだのも当然と言えます。

例えば、平成20年度の予算では、保育料収入1,900万円に対して、人件費8,331万5千円、その他2,047万9千円の歳出となっています（歳出合計＝1億379万4千円）。

すなわち、2園のために年間およそ8,400万円の税金が投入されていることとなります。そして、その恩恵に浴しているのは、一部の地域の方であるということから、市民の不公平感が強く、その是正を求める声が、しばしば、市議会の議題や市長に対する要望等に現れています。

（４）財政負担に端を発する不公平意識とその対処

この不公平感を緩和するための措置として、私立幼稚園の入園・保育料との格差を縮小するために私立幼稚園就園児の世帯への補助金が交付されていますが、これも市立幼稚園を維持するがゆえの財政負担になっていると言えます。

他方、他市の動向を調査資料から分析してみると、埼玉県下で公立幼稚園を設置する市が15市、私立幼稚園のみの市が25市であり、公立幼稚園を設置していても民営化への移行を検討する市もあります。このことについては、恐らく、私立幼稚園の教育施設が充実し、教育の質的レベルも向上しているため、社会の趨勢として、「民間でできることは民間へ」の施策が多くなっていることによるものと考えられます。また、公立で教育しなければならない理由が希薄化している現れとも考えられます。

３．審議過程：解決の選択肢と問題点

A案：2園存続案：その方法と付帯条件と問題点

（１）趣旨

市立の2園は、財政的な問題があるにせよ、「民間でできない事柄を実現するために存続が必要である」という理由から、存続させるという選択肢も考えられます。

しかし、現状のままでは諮問の趣旨から門外であるから、何らかの付加価値や付帯条件を施して、財政負担と公平性の問題を緩和し、運営の改善を図りながら、2園を維持するという選択肢であり、主張であります。

その付帯条件で主に主張されたことは、①通園範囲を全市に拡大することで公平性を保つこと。②3年保育を導入して園児数を増やすこと、③多少の人件費・運営費の負担（財政）は行政として覚悟すること、④とにかく、これらを新条件として実施してみること、などでありました。

A案を種々の観点から検討した結果、それぞれに難点が残し、多数意見には至りませんでした。その理由は、周辺地区の幼児数が絶対的に減少化していること、通園区域を多少拡大しても、特定地域への財政投入であることには変わらないこと、さりとて、全市から園児集めるにはバスを仕立てることが不可欠になり、その費用が加算されて、一層財政負担が増える羽目になること、などが指摘されました。

さらに、審議過程では、ほかにも、以下に示すように、多様な付帯条件を含めた多様な形式の存続性を検討しましたが、それぞれが、諮問の視点に立脚した解決の結論を導き難く、多数意見にはなり得ませんでした。従って、答申案とはなり得ませんでした。

以下に、多角的に検討した付帯条件の種類とその問題点を列挙しておきます。

(2) 付帯条件と問題点

①保育料を私立並に値上げして独立採算制をとって現状維持。

私立並みに保育料を値上げしなければ、財政的視点からの改善がみられません。ところが、値上げをすると、果たして魅力ある園として園児が集まるかという問題があります。

②通園範囲を全市域に拡大して園児の確保を図ることで現状維持。

単に通園範囲を全市域に拡大して園児を獲得するとしても、通園バスとその要員を擁さなければならないことから、その維持・管理・人件費を考えると、園児が多少増員できたとしても、それはさらに財政の負担を招く羽目になります。

③幼保一元化（認定子ども園化）して経営の健全化を図る形で存続。

また、幼保一元化は、ようやく平成18年度に国の政策として特区的施策から一般制度として発足をみましたが、理論的矛盾や現実的整合性が未解決のままであり、未だ検討を要する問題であり、解決されなければならない前提条件が多くあります。それらは今後の研究課題として積み残されています。例えば、保育・教育の理念の整合性の問題、所轄管理部署の問題、補助金の対象の問題、教員資格免状の取得問題、さらに一元化するには施設の適切な整備が必要になります。それだけ財政的負担も覚悟しなければならないことになります。

就学前の教育・保育を一体とした総合施設の試みは認可制でスタートを切っていますが、安定した施策となりうるか否か、歴史がないだけに確信が得られません。国レベルでも財政的措置を保証しているわけではありません。

さらに、幼保一元化問題は、保育園と関係のある問題であるため、保育園関係の審議会の検討を待たなければならず、当協議会の守備範囲を超えることになり、結論づけることはできない事情にあります。

④これらの条件の複合で独立健全経営を図ることで存続。

市の新規展開の事業場所として、現市立幼稚園が置かれている場所が適切かという立地的条件の問題があります。

⑤預かり保育機能を付加させて存続。

これにより根本的問題は解消されるかという不安があります。

⑥3年保育を取り入れることで存続。

これにより財政負担がどの程度解消されるかという問題と、公平性の問題が残ります。

⑦公設民営化を図ることで存続。

公設の必要性があるのか。民営化と変わりなく、限定された条件下では、財政負担から既存民間幼稚園の教育より質の低下を招くおそれがあります。

⑧第三セクターで存続

この種の事業では責任の主体が明確でなくなるおそれがあり、事業の失敗を招いている事例が少なくありません。入園児の減少という悪条件の中での経営は、財政負担の問題は避けられません。

< A案の評価 >

幼児教育の視点：

補完機能として設立したにせよ、市立として30余年間の幼児教育を実施して来たことには一定の評価ができます。財政が許されるならば、無いよりあった方が良いでしょうから、存続に異論はありません。しかし、前提条件を考慮した評価が必要であります。

経営という視点：

これらの案は、どのような付帯条件を付したにせよ、地域性と園児の少数化によって財政の悪循環を招くおそれがあり、いずれも財政上負担が避けられないと推測されます。そして、それが波及して公平性の意識をくすぐる羽目になります。すなわち、諮問事項との関係では、まず「経営という視点」とに照らして難点があります。

公平性という視点：

市の幼児教育であろうとすれば、税金で成り立つ関係上、全市に門戸を開放するのが建前であるが、それをあえてしなかったのは、「補完的役割」の制約があったからであります。その補完的機能が薄れた現在では、これまでの運営体制では、公平性の確保は論理的に難しいこととなります。さりとて、全市開放策を講ずると、さらに園児確保手段、施設・機能整備、運営間接費の支出などで、資金（税金）の投入が避けられない事情にあります。このように、「公平性という視点」に照らして問題があり、それが財政問題にも影響します。

その結果、次のような結論に達しました。

以上の理由から、「2園存続の選択肢は棄却されるべきであること」が当協議会の多数の委員の見解であります。

B案：1園存続・1園廃止案：その方法と付帯条件と問題点

(1) 趣旨

第2の категорияとして、最終的には2園廃止に至るが、当面1園だけは残して（A園と呼ぶ）、他の1園（B園と呼ぶ）を廃止する案も考えられます。存続の方も、園児数減少が止まない限り、いずれ廃止が前提と考えなければなりません。この場合も、次のいくつかの可能な形態を列举できます。

1. ① 当面1園を単純存続させ、他の1園を単純廃止する場合。
② 当面1園を単純存続させ、他の1園を幼児期関連施設に目的転換を図る場合。
2. ① 既存の2園を統合して1園化して当面存続させ、他の1園を単純廃止する場合。
② 既存の2園を統合して1園化して当面存続させ、他の1園を幼児の福祉関係施設化、軽度発達障害幼児の教育施設化、子育て支援施設化、などの目的転換を図る場合。
③ 既存の2園を統合して1園化し、且つ、幼保一元化（認定子ども園化）し、他の1園を廃止する。廃止の1園を幼児の福祉関係施設化、軽度発達障害幼児の教育施設化、子育て支援施設化、などの目的転換を図る場合。

これらの選択肢でも次のような問題が残ります。

(2) 付帯条件と問題点

①財政負担と局地的サービスの不公平性

A園（存続園）の財政負担の問題と局地的サービスになる不公平性の問題は、果たして解決されるか。なぜ、当該地域の幼児教育のためにだけ、特別の公費を投ずるのかという

疑問に、公平性の視点から納得性のある回答が得られるか。

②廃止後の施設の有効利用

B園（廃止園）の目的転換施設は、立地条件から見て有効利用される施設となり得るか。市民サービスの観点から、当該地がその有効な立地的条件に成り得るか。

③残る園の効率性

1園を残すことは、今後少子化の動向が一段と厳しくなることを想定すると、必ず存続性の問題に遭遇する時点がやってきます。その際、再度審議会を設置して検討する必要性に迫られるが、それまでの財政投資に甘んじるのが果たして賢明か。その効率性をどう評価するかという問題があります。

④廃止された園の跡地利用

単純廃止された場合の跡地利用が課題になりますが、どのような目的に転換されようとも、市の施策に従って有効活用すべきであって、その際、新たな検討機関で審議されるべきで、当協議会の関与する問題の範囲外と考えます。

結局、これらの案にしても、財政負担、公平性の関係から脱却できず、また廃止した園の跡地に、当該地利用で目的転換による幼児用異種事業を継続させることは、立地条件、地理的条件の観点から、活用の有効性に難点があると見込まれます。

さらに、幼稚園就園以前の幼児を対象とする施策に関する事項は、当協議会の審議範囲を超えることになるため、別途審議委員会を設置して審議する必要があります。特に、幼保一元化、「認定子ども園」を考える場合は、保育園と関係のある問題であるため、保育園関係の審議会の検討を待たなければならず、当協議会の守備範囲を超えることになり、結論づけることはできない事情にあります。

結局、B案にしても、財政負担、公平性の関係から、また廃止した園の跡地利用で幼児用の異種事業を継続させることは、立地条件、地理的条件の観点から、有効性に難点があると見込まれます。

<B案の評価>

幼児教育の視点：

一園は残ることから、教育的効用は半分は維持されます。

経営という視点：

ところが、これらの案のうち、存続園（A園）と、廃止園（B園）の目的転換施設は、さらなる増強が必要となりますから、諮問事項との関係では、「経営という視点」に照らして難点があります。廃止園の負担は排除されますが、残る園の経費と、維持体制の間接費用は依然として負担として残ります。将来に課題を半分先送りする策になります。

公平性についての視点：

市の財政投入がなされる限り、残る園だけの不公平性は依然として解消されません。

以上の理由から、1園存続・1園廃止はやむを得ない最低限の条件であることは、共通の認識でした。しかし、最良の選択肢にはなり得ませんでした。

C案：2園廃止同時決定案：その方法と付帯条件と問題点

(1)趣旨

地域の既得権擁護意識から脱却して、諮問に対する論理的観点から二園を廃止することが望ましい。ただし、その実施時期の決定は、それぞれの園の都合を考慮して、必ずしも、単純に同時である必要はありません。

この案は、特に納税される市民の感覚に立つ経営についての視点と公平性の視点からは、最適であると評価できます。ただ、幼児教育の視点からは、廃止しただけでは市の幼児教育に対する姿勢が問われることとなりますから、若干の付帯条件が必要になります。

そこで、幼児教育の視点から、いくつかの付帯条件を考える必要があります。それを充足することによって、この案は最も的確に諮問の意図に答えられる案と考えられます。

(2) 付帯条件と問題点

全市に共通にサービスの機会を提供するために、次の付帯条件が必要であります。

①全市対象の幼児教育問題研究機関を設置すること（必要条件）。

幼児問題の先端情報を提供するための専門機関・相談的機能を持った機関を設置し、個々の園では対処しきれない問題の解決に寄与させることを目指す。

現存の教育センターにもその機能・役割があるが、それを一層拡大発展したものとして整備が必要であると考えべきです。

②全市の幼稚園就園者に育成のための補助を行うこと。

廃止で節減できた経費の一部を、私立就園者へ補助金給付で平等に支援することとします。

補助金の額は、廃止で公平性が保たれるため、増額しなくても、私立就園者の増分を見込めばよいこととなります（すなわち、これまでの市立幼稚園就園者分の増額計上）。

③子ども年齢に対応できる行政窓口設置

子どもの各年齢段階を網羅した行政を円滑に行うためには、行政の窓口を一つとして、子ども問題を処理する組織の一本化が必要であります。但し、幼児教育に関する行政の関与の形式として、幼児教育の先端的情報提供や実践的問題解決に携わる部署を行政内に設置し、市全体の幼児に還元される保育・教育行政に徹する体制づくりが必要です。

④幼児教育市民第三者評価機構の設立と充実を図ること。

市立幼稚園が廃止された後は、私立幼稚園に委ねることになります。私立幼稚園の監督官庁は県でありますから、所沢市の関与の余地が小さくなります。それでも、所沢市の幼児教育の水準を維持・高揚させるためには、市民の立場から私立幼稚園が道義的責任を果たせるように、育成と評価を役割とする新たな機構をつくる必要があります。

既に「所沢市幼児教育振興協議会」なる機構がありますが、これを組織・人事の面から整備・充実させるのも一策であります。内実はもっと強化し、要は第三者評価的な権能を持たせることが重要であります。

< C案の評価 >

幼児教育の視点：

幼児教育研究機関を設置することによって、「幼児教育の視点」を満たし、本質的な問題と特殊的問題への対処、子育て支援プログラム開発・普及、人材・才能育成の促進的役割の推進など、幼児教育機能の発揮が、全市を対象に可能となります。

経営についての視点：

財政は全市の幼児教育の共通的な面に関してのみに投入されます。

公平性についての視点：

行政しか行えない教育機能を全市へのサービスとして提供できるから、公平です。就園児に等しく育成助成金を支給し、全市の子どもを対象とした育成と問題解決に貢献できます。

C案は、諮問の趣旨に最も至近の案であるという点での評価ができますので、答申の骨格とすることに致しました。

4. 答申主文：

#####

以上の理由から、次の通り答申致します。

1. 二園を廃止することが論理的に望ましい。実施の時期は、その園の状況の最適タイミングを捉えるべきである。
2. これを認識した上で、行政の側に財政の余裕がある場合は、当面、一園を存続させる。
3. 財政投入限度を意識した段階では、行政の責任において、その一園も廃止する。

#####

5. 提言：

当協議会の答申は上述の通りであります。市立幼稚園を廃園するとした場合には、行政の責任において廃園後の対応をしっかりと議論しておく必要があります。そこで当協議会は次のとおり提言することとし、以下の付帯条件の実現に向けて努力することを強く望みます。

付帯条件

- (1) 廃止後は、幼児教育を民間に託することになるが、市内私立の幼稚園教育レベルの一定の水準を期待するために、第三者評価も行うこと。
市は服務監督権の及ばない私立幼稚園に対して行政効果を及ぼすために、私立幼稚園との連携を強めるシステムの開発と充実も不可欠である。それには、現存の幼児教育振興協議会の強化・充実もその一策であるが、別途、市民の立場から強力な発言力を持つ「幼児教育第三者評価機構」の設立と充実を図ること。
- (2) 廃止の時期、方法および跡地利用は、行政の責任において最も有効・適切な措置のもとで講ずること。
- (3) 全市へのサービス機関を設置する場合は、利便性の高い立地条件を確保すること。
- (4) 廃止後の目的転換利用が、幼稚園児相当の年齢以外の子どもにも関係する事項である場合は、子育て支援を所管する部署に全年齢の子どもの問題を検討する審議会を新たに設置して、事後の対策を考えること。
- (5) 全市的幼児教育サービス機関として「幼児教育研究センター」（仮称）を設立する

こと。

(6) 全市の幼稚園就園者に育成のための補助を行うこと。

(7) 子ども年齢に対応できる行政窓口を設置すること。

以上。

6. 資料

(1) 所沢市立幼稚園運営協議会条例

昭和51年7月15日

条例第32号

(設置及び目的)

第1条 所沢市立幼稚園の運営に関し教育委員会の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、所沢市立幼稚園運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員8人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 幼稚園に関し知識経験を有する者

(2) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(平15条例10・平16条例2・一部改正)

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平13条例48・旧第6条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第32号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第48号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第10号)抄
この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第4条、第8条(第2条の改正規定を除く。)、第17条及び附則第5項の規定 平成16年
12月1日

(2) 審議の経過

開催日	概要
平成16年 1月26日	諮問「所沢市立幼稚園の今後の在り方について」 市内の幼稚園、保育園の現状について情報交換
平成16年 3月 8日	市立幼稚園2園を視察
平成16年 7月23日	現状の分析・検討 ・市立幼稚園の抱えている課題について ・幼児教育に対する行政の取組みについて ・市民の幼児教育に対する意識・社会の動向について
平成16年11月29日	各委員が各自の施策案を提案・説明
平成17年 2月21日	市立保育園、私立幼稚園(所沢第五文化幼稚園)を視察
平成17年 8月 3日	各委員の施策案を検討
平成17年11月18日	前回の会議の報告と検討及び今後の会議について
平成18年 8月24日	品川区「二葉すこやか園」視察
平成18年10月13日	品川区「二葉すこやか園」視察を終えて 認定こども園の制度について 所沢市の幼児教育における教育センターの役割について
平成19年 5月25日	所沢市立幼稚園の平成19年度就園状況報告 認定子ども園の動向
平成20年 1月31日	検討、討議
平成20年 8月26日	答申案の検討、討議
平成21年 1月13日	答申の策定

(3) 所沢市立幼稚園協議会委員名簿

平成21年1月13日現在

職	委員区分	氏名および職名等	
会長	第1号委員	水口 禮治	立教大学名誉教授
	第1号委員	柳沢 栄子	小手指小学校校長
	第1号委員	守谷 靖 (平成20年12月12日まで)	所沢ひまわり幼稚園園長
	第1号委員	赤津 純子	埼玉学園大学人間学部幼児発達学科教授
	第2号委員	阿部 洋子	所沢幼稚園PTA広報部長
	第2号委員	栗野 綾子	マルハ幼稚園保護者代表
会長職務代理	第2号委員	桑原 忠好	所沢市私立保育園協会副会長
	第2号委員	木村 孝子 (平成17年6月30日まで)	所沢商工会議所女性会会長
	第2号委員	大熊 和子 (平成17年7月1日から)	所沢商工会議所女性会会長

第1号委員…幼稚園に関し知識経験を有する者

第2号委員…その他教育委員会が適当と認める者